

定 款

**株式会社タカトリ**

# 株 式 会 社 タ カ ト リ 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社タカトリと称し、英文では ***Takatori Corporation*** と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子部品の製造機器およびその付属機器の製造・販売
- (2) 繊維機械およびその付属機械の製造・販売
- (3) 電子部品および材料の製造・販売
- (4) 医療、介護、ヘルスケアに係わる製品およびその周辺機器の製造・販売
- (5) 再生可能エネルギー等による発電事業および管理・運営ならびに電気の供給・販売
- (6) 前各号に関する保守および修理ならびに付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県橿原市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,700万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- (3) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第12条 当社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(株主総会の議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。

(2) 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

(2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(2) 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当社の取締役は、株主総会の決議により選任する。

(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。

(3) 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集手続き)

第22条 当社の取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

(2) 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(3) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(2) 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第26条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第27条 当社の監査役は、株主総会の決議により選任する。

(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役会の招集手続き)

第29条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

(2) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(常勤監査役)

第30条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第33条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

第34条 当社は、取締役会の決議をもって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(2) 前項の金銭には利息を付けない。